

6月27日（土曜日）から市立公民館、コミュニティプラザ、別府コミュニティセンター、市民ルームフォルテ301・303、正雀市民ルーム、いきいきプラザについて、部屋の利用への種目等の制限を緩和しています。ただし、一部利用方法に制限があります。

【再開する部屋の利用条件】

1. 3密（密閉・密集・密接）対策を講じて利用してください。
- ※対人距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）間隔を空けてください。
2. 自宅にて検温を実施させ代表者が体調確認を行い、体調不良者がいないことを確認してください。
3. 利用中に体調不良者が出た場合は速やかに管理者に報告してください。
4. 後日感染の経路調査等で市から要請があれば利用者の名簿の提出に協力ください。
5. ロビーなど共用部では、水分補給以外の飲食はご遠慮ください。
6. 利用時間以外は駐車場等を含めた施設敷地内で雑談、ミーティング等は控えてください。
7. 利用者同士の大声での会話、談笑、握手等の接触を行わないようにしてください。
8. 支障がない時間帯についてはマスクを着用してください。
9. ごみは責任をもって持ち帰りください。
10. 出入口で利用者にアルコールによる手指の殺菌を実施してください。
11. 貸室内で各団体が使用する消毒液・ふきん等は各自で用意してください。
12. 利用時には可能であれば常時窓などを開放し、1時間に一回、空気の入替えを行ってください。
13. 倉庫等、複数人数が入場する必要がない部屋は1名ずつ利用してください。
14. その他感染拡大防止のために出される市や管理者からの指示に従ってください。

各部屋の利用時に、遵守事項を記した誓約書に当日の責任者の方に署名していただきます

※近距離での会話や相互接触、発声、呼気が激しくなる運動などを伴う活動については、マスクの着用や横一列で同じ方向を向いての利用、備品を利用する場合には利用者が代わるごとに消毒など、利用方法の制限があります。

※更衣室については対人距離を確保できないこと、共有設備の利用が見込まれることから引き続き使用中止とします。

【共有スペース（ロビー等）について】

食事やパソコン、ゲーム機等の使用は禁止とさせていただき、長時間の利用や近距離での会話は控えてご利用いただきますようお願いいたします。

【還付について】

使用日・利用日が令和2年2月27日以降であって、令和2年5月31日までに使用・利用の申し込みをし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の理由でキャンセルされた場合は、使用料・利用料を全額還付しますので各施設でお手続きください。

6月1日以降に新規でご予約いただいた施設の使用料・利用料に関する還付については、通常通りの規則の規定が適用されます。

【今後の方針について】

8月1日に施設の対応の見直しを行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症発生状況などを踏まえ、当面の間、現状の対応を継続します。